知多市告示第１４７号

知多市学校給食非喫食者支援交付金交付要綱を次のように定める。

令和８年１１月２日

知多市長　伊　藤　清一郎

知多市学校給食非喫食者支援交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　知多市学校給食非喫食者支援交付金（以下「交付金」という。）は、給食費負担軽減交付金交付要綱（令和８年３月２４日文部科学大臣決定）の規定に基づき、小学校の給食費の負担を軽減するため、やむを得ない事情により恒常的に給食を喫食しない児童の保護者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成４年知多市規則第２１号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象者）

第２条　交付の対象者は、知多市立の小学校に就学する児童の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当し、事前に別に定める学校給食停止届により給食の停止を申し出た者とする。ただし、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１３条に規定する教育扶助の対象者及び学校給食法第１２条第２項による要保護児童生徒援助費補助金の対象者を除く。

(1) 重度のアレルギーその他の疾患により給食を喫食しない児童の保護者

(2) 長期欠席のため給食を喫食しない児童の保護者

(3) 知多市が設置する教育支援センターを利用しており、給食を喫食しない児童の保護者

(4) 宗教上の配慮が必要なため給食を喫食しない児童の保護者

(5) 前各号に掲げる者のほか、やむを得ない事情により給食を喫食しない児童の保護者で、市長が適当と認める者

（交付対象期間及び交付金の額）

第３条　交付金の交付の対象となる期間は、毎年度４月から３月までの給食実施期間において、連続する１か月以上、給食を喫食しない期間とする。この場合において、１か月とは、給食の停止初日から起算して１か月後の応答日の前日までの間（一月に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

２　交付金の額は、前項の規定により算出する期間における当該児童が属する学級の給食実施回数に、知多市学校給食費取扱要綱（令和６年知多市教育委員会告示第２号）第３条第１号に定める小学校の１食当たりの学校給食費を乗じて得た額とする。

（交付申請）

第４条　交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知多市学校給食非喫食者支援交付金交付申請書兼請求書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の交付金の交付申請は、原則として学期ごとに行い、市長が指定する日までに提出しなければならない。

（決定の通知）

第５条　市長は、前条の申請書を受理したときは、校長の証明を受けた実績証明書（第２号様式）と照合及び内容を審査の上、交付の可否を決定し、知多市学校給食非喫食者支援交付金交付可否決定通知書（第３号様式。以下「通知書」という。）により申請者に対し通知するものとする。

（額の確定等）

第６条　交付金の額の確定は、交付の決定により行ったものとみなし、その確定通知は、通知書によって行ったものとみなす。

（交付）

第７条　市長は、交付の決定をしたときは、速やかに交付決定者に対して、交付金を支払うものとする。

（交付決定の取消し及び交付金の返還）

第８条　市長は、偽りその他不正の手段により交付金の交付決定を受け、又は交付金の交付を受けた者があるときは、交付金の交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（委任）

第９条　この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、告示の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（失効）

２　この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に交付金の交付の決定を受けた交付事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

第１号様式（第４条関係）

知多市学校給食非喫食者支援交付金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

知多市長　様

申請者　住　　所

保護者氏名

電 話 番 号

知多市学校給食非喫食者支援交付金交付要綱第４条の規定により、次のとおり知多市学校給食非喫食者支援交付金の交付を申請します。

なお、本申請に当たり、交付金の交付に必要な情報を市が調査することについて同意します。

また、本申請について交付決定がされたときは、同決定日をもって交付金の交付を請求します。

学校名・学年・組		小学校　　年　　組
対 象 児 童 氏 名		
交 付 申 請 額 （　　円×給食停止回数）		円
	給食を停止した期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
	交 付 対 象 期 間	年　　月　　日から　　か月
	給 食 停 止 回 数	回

振込口座	金融機関名	
	店　　名	
	預 金 種 別	普　通　・　当　座　（該当するものを〇で囲んでください。）
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口座名義人	

第２号様式（第５条関係）

実　績　証　明　書

以下の期間、給食を喫食しなかったことを証明します。

学校名・学年・組	小学校　　年　　組
児　童　氏　名	
給食を停止した期間	年　月　日から　　年　月　日まで

年　月　日

知多市立　　小学校

校長　　印

第３号様式（第５条関係）

知多市学校給食非喫食者支援交付金交付可否決定通知書

知　　発第　　号

年　　月　　日

様

知多市長　　印

年　　月　　日付けで交付申請のあったことについては、下記のとおり決定しましたので、知多市学校給食非喫食者支援交付金交付要綱第５条の規定により通知します。

なお、決定した交付金については、請求書に記載の口座に振り込みます。

記

□ 次のとおり交付を決定します。

対象児童氏名	
交付決定額	円
交付の条件	

□ 次の理由により交付しません。

理由